

(1) 大阪狭山市教育振興基本計画について

① 教育振興基本計画とは

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策、その他の必要な事項について、教育基本法第17条に基づいた計画です。政府が定めるものと、地方公共団体が定めるものがあります。

平成20年に策定された国の第1期計画では、教育基本法に示された教育の理念の実現に向け、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を、①義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる、としています。このような教育の姿の実現を目指し、今後5年間に取り組むべき施策の四つの基本方向を示しています。

ア 国の第2期教育振興基本計画

平成25年6月に第2期の「教育振興基本計画」が策定されました。この計画では、グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中であって、生産年齢人口の減少など深刻な諸課題を抱え、きわめて危機的な状況にあると強調しています。一方で、「人の絆」や基礎的な知識技能の平均レベルの高さなどの強みを踏まえ、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められているとしています。それらを踏まえて、

【第2期計画が目指す4つの基本的方向性（4のビジョン）】を示しています。

1. 社会を生き抜く力の養成
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
3. 学びのセーフティネットの構築
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

イ 大阪府教育振興基本計画

これまで大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育をさらに発展させるとともに、大阪の子どもたちが、次代の社会を担う自立した大人となっていけるような力を育むため、大阪府における教育の振興に関する基本的な目標や施策の大綱、施策を総合的かつ計画的に推進するための事項をとりまとめたもので、平成25年3月に策定されました。この計画は、「教育基本法」

第17条第2項及び「大阪府教育行政基本条例」第3条に規定する基本的な計画です。

概ね幼児期から高校段階までの教育を核とした高等教育（大学）を除く学校教育、家庭教育、社会教育等に関する大阪府の施策を中心にまとめています。

② 計画策定の背景

・教育を取り巻く社会情勢

少子高齢化の急速な進行、核家族化、高度情報通信社会の到来、グローバル化の進展による世界情勢の急速な変化、価値観の多様化、環境問題や貧困問題、地域間の格差の広がり、安全・安心の確保など、社会は大きな変革の時期を迎えています。教育の分野においては、子どもたちが心豊かに学ぶことができる、そして人々が生涯にわたって、自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境が求められています。

・教育における課題

教育においては、子どもの学ぶ意欲の低下、学力・体力の低下、規範意識の低下、家庭や地域の教育力の低下、教育格差やいじめ・不登校問題など多くの課題が指摘されています。これらは、教育を取り巻く社会情勢の変化を背景とした人間関係の希薄化や、地域における連帯意識の欠如による地域の教育力の低下が、大きな原因であるといわれています。

また、ITや携帯電話の利用が子どもの生活を変え、新たな問題を生んでいます。

さらに、開かれた特色ある学校づくりに向けて、教育の様々な課題を保護者や地域社会とともに共有し、子どもたちの夢を育む教育の実現を図っていく必要があります。

そして、優秀な教員の確保、地方分権の推進にともなう地域における特色のある教育への対応、社会情勢の更なる変化に対応すること、学校施設の整備など、教育をめぐる環境についても、整備が求められています。

・教育基本法の改訂 別紙 1

平成18年12月、制定から60年ぶりに教育基本法が改訂されました。

《主な改訂点》

- i 「教育の目標」が新設され、「教育の目的」を実現するために、豊かな情操と道徳心や公共の精神、生命や自然の尊重、伝統と文化の尊重などを規定しています。(第2条)
- ii 「生涯学習の理念」が新設され、新しい時代の教育の基本理念として規定しています。(第3条)
- iii 「家庭教育」「幼児期の教育」が新設されました。(第10条及び第11条)
- iv 「学校・家庭・地域住民等の連携協力」が新設されました。これは青少年の健全育成をはじめ、教育の目的を実現するうえで、学校や家庭が大きな役割を担っていますが、同時に地域社会の果たすべき役割も極めて大きいものであることから、三者が緊密に連携協力して教育の目的の実現に取り組むことの重要性を規定したものです。(第13条)
- v 「教育振興基本計画」が新設され、国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることを規定しています。なお、地方公共団体については、「その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」としています。(第17条)

・教育関連三法の改訂

教育基本法の改訂を受け、平成19年6月に「学校教育法」をはじめとする、いわゆる教育関連三法が改訂されました。平成20年3月には幼稚園及び小中学校の新しい学習指導要領が告示されるなど、「教育基本法」の改正を踏まえた教育制度の改訂が順次進められました。

・国の教育振興基本計画の策定

平成20年7月に、国の教育に関する総合的な計画として「教育

振興基本計画」が策定され、平成25年6月には「第2期教育振興基本計画」が閣議決定されました。その中で国が直面する困難を乗り越え、持続可能な社会を実現するために、一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、その成果を社会に還元していけるような生涯学習社会を目指していくことが求められています。

- ・大阪府教育振興基本計画の策定

大阪府においては、平成11年4月に府の教育委員会が策定した「教育改革プログラム」、平成21年1月の「大阪の教育力」向上プラン」等に基づき、全国に先駆けた取り組みが進められてきました。そして平成24年3月には、「大阪府教育行政基本条例」及び「大阪府立学校条例」を制定、平成25年3月には「大阪府教育振興基本計画」を策定し、府民のニーズを踏まえた教育の振興や、府民の信頼に応えられる学校づくりに取り組んでいます。

- ・第4次大阪狭山市総合計画の策定

平成23年3月、本市は今後のまちづくりの指針となる「第四次大阪狭山市総合計画」を策定しました。教育分野においては、施策の大綱で「ともに学び 世代をつないで 人を育むまち」として、「(1) 子育てにやさしい環境づくり」「(2) 学ぶ力・生きる力を伸ばす教育環境づくり」「(3) 青少年の健全育成の環境づくり」「(4) 生涯スポーツの推進」「(5) 生涯学習の推進」「(6) 市民文化・歴史文化の振興」を掲げ、取り組みを進めています。

- ・大阪狭山市教育委員会における取組

大阪狭山市では、長期計画としては前述の「第四次大阪狭山市総合計画」に基づき取り組みを進めています。

学校教育等に関する短期計画としては、毎年度教育委員会が決定する保育・教育指針に基づいて、各取り組みを実施してきました。そして、そのテーマを「さやまっ子の夢を膨らませる教育」とし、幼保・小中の連携のもと、「学力向上推進事業」「読書eプラン事業」「キャリア教育推進事業」など、積極的な事業を展開しています。

また、子どもの安全・安心重視の立場から学校施設の耐震化をはじめ、安全・安心な施設の整備を最優先に進めてきました。

幼児教育の分野では、幼稚園と保育所を一元化した「こども園」の運営や、子どもに関する施策を総合的に進めるため幼児期の教育・保育の

担当部署を教育委員会に統合するなど、幼児教育・保育の充実に努めてきました。さらに子育て支援センター「ぽっぽえん」を開設し、子育て支援の拠点整備も進めてきました。

社会教育の分野においては、青少年の健全育成の環境づくりをはじめ、スポーツ施設や社会教育施設の充実に努め、市民のだれもが参加できる学びに場を提供してきました。独自の取り組みとしては、放課後の子どもたちの居場所づくりとして「さやま元気っ子推進事業」を進めています。

歴史文化分野においては、市のシンボルである狭山池を中心とした歴史遺産を活かしたまちづくりをめざし、「狭山池シンポジウム」の開催や、狭山池の国史跡をめざす取り組みを進めてきました。

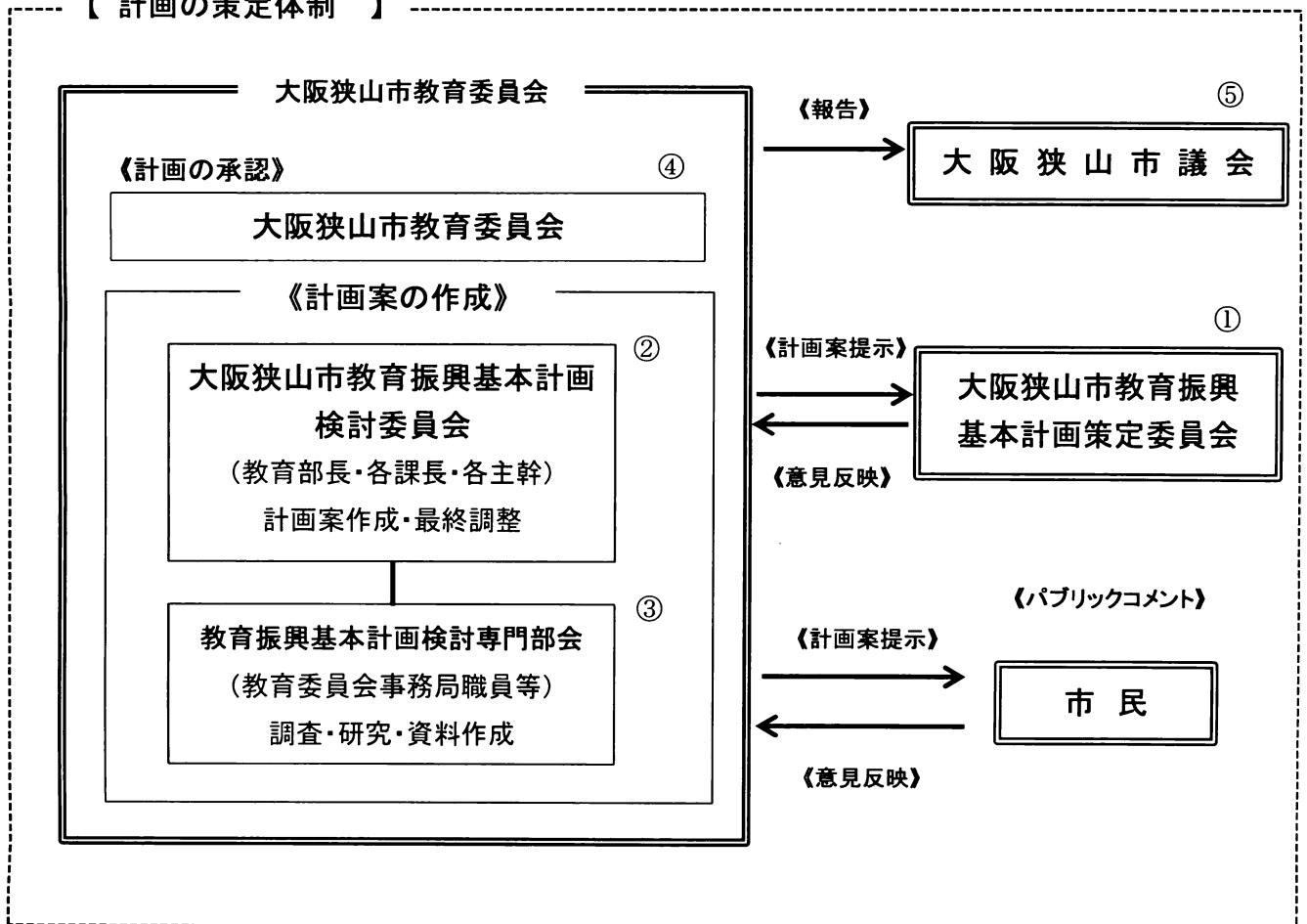
このような本市のこれまでの教育施策を中心に、今後本市のめざすべき教育の目標を実現するため、骨太な教育方針を定めます。それとともに、その骨格となる施策の目標を立て、学校をはじめ、市民、地域、行政などのすべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取り組みを推進するため、「大阪狭山市教育振興基本計画」を策定するものとします。

本計画では、この先おおよそ5年間の大阪狭山市の教育の方向性を示すとともに、今後取り組むべき施策を定めます。

(2) 大阪狭山市教育振興基本計画の策定体制について

- ① 大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会 別紙 2
 - ・ 構成員：識見を有する者、公募市民、PTAの代表、社会教育委員、関係団体代表、学校教育関係者
 - ・ 教育振興基本計画策定のための協議、検討
- ② 大阪狭山市教育振興基本計画検討委員会 別紙 3
 - ・ 構成員：教育部長、各課長、各主幹
 - ・ 策定委員会からの意見を計画に反映させるため計画案を作成
- ③ 大阪狭山市教育基本計画検討専門部会
 - ・ 構成員：教育委員会事務局職員等
 - ・ 計画案作成のための調査、研究、資料作成等
- ④ 教育委員会への報告、承認
- ⑤ 市議会への報告

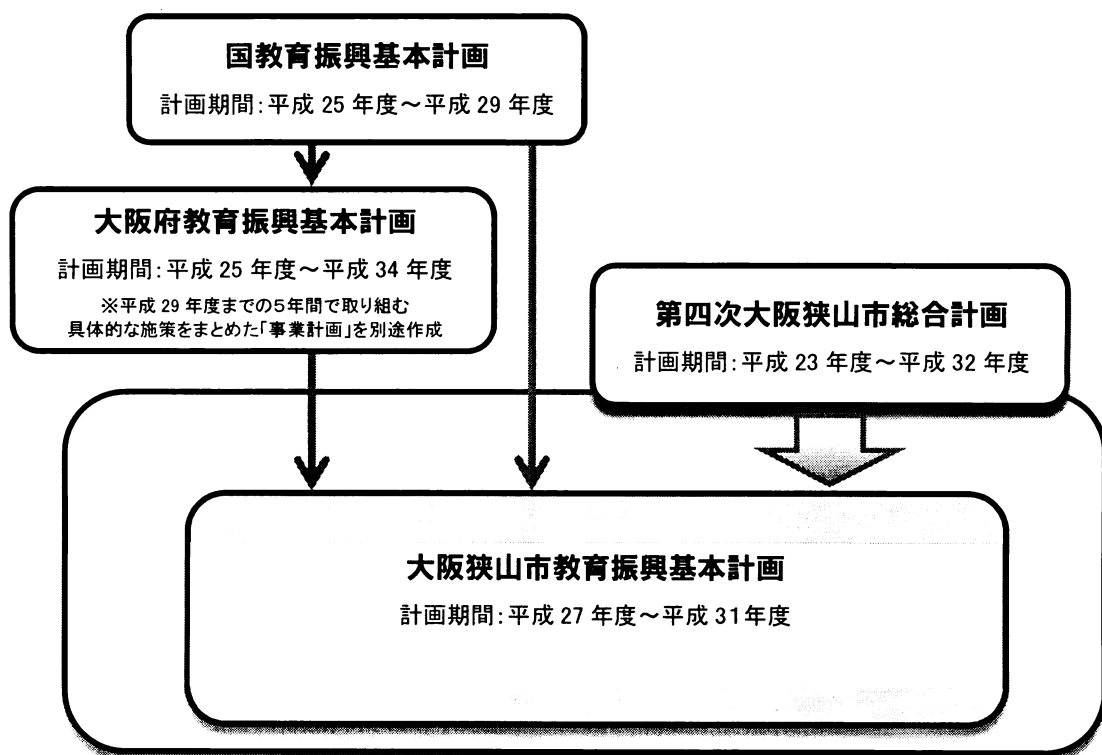
【 計画の策定体制 】



(3) 大阪狭山市教育振興基本計画の策定について

①計画の位置付け

本計画は、本市の教育全般についてのビジョンを示すとともに、施策を総合的、体系的に位置付け、本市教育の更なる振興を図るものであり、教育基本法第17条の規定に基づく、大阪狭山市における教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけられるものです。計画の対象は、就学前教育、学校教育や社会教育等に関わる教育施策全般とします。



③ 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度として、おおむね5年先における本市の教育の姿を見据えた計画であり、3年目に見直しを行います。なお、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
計 画 期 間				
		【見直し】		

- (4) 大阪狭山市教育振興基本計画の策定スケジュールについて
資料3 参照。